

様式第2号

平成22年度 安曇野市地域包括支援センター運営協議会(第2回) 会議概要

1	審議会名	第2回安曇野市地域包括支援センター運営協議会
2	日 時	平成22年10月15日(金) 午後1時から午後2時50分まで
3	会 場	穂高健康支援センター 計測室
4	出席者	宮澤会長、二村副会長、小穴委員、越原委員、松嶋委員、山田委員、 奥永委員、樋口委員 (欠席)伊佐津委員、三澤委員、田村委員、唐澤委員、上條委員、勝山委員
5	市側出席者	小川高齢者介護課長、曾根原高齢者福祉係長、保高介護保険係長、宮下介護予防係長、市地域包括支援センター(沓掛主任介護支援専門員、中澤主任介護支援専門員、藤沢(芳)保健師、岩原社会福祉士)、東部地域包括支援センター(松澤主任介護支援専門員、藤澤(宏)保健師)
6	公開・非公開の別	公開
7	傍聴人	0人 記者 0人
8	会議概要作成年月日	平成22年11月1日

協 議 事 項 等

1 会議の概要

会議の概要

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議題

- (1) 地域包括支援センター業務委託事業所の承認について
- (2) 介護予防ケアマネジメント委託先事業所の承認について
- (3) 地域密着型サービス事業所の指定について
- (4) 平成22年度地域包括支援センター事業中間報告について

4 その他

5 閉 会

2 審議概要

(1) 地域包括支援センター業務委託事業所の承認について

事務局：まず決定に至る経過について説明する。5月27日、地域包括支援センター運営協議会において委託開設の承認を受け、その後、6月10日から8月2日頃にかけて3か所目については三郷・堀金地区という前提で庁内調整を行い三郷総合支所内へ設営するという事で承認を得た。その後、8月5日に公募説明資料を市内の介護保険事業所63事業所へ発送し、6事業所から説明会参加の希望があり説明会を開催した。その後、4事業所より辞退届があり最終的に2事業所が応募ということになった。それに並行し議会へも経過および委託料について報告し、9月22日、議会にて議決となった。これを受け9月30日に「社会福祉法人七つの鐘」「社会福祉法人 安曇野市社会福祉協議会」の2事業所のプレゼンを受け選定委員会を開催した。選定に関しては「安曇野市包括支援センター(三郷・堀金地域)業務委託選定委員会設置要綱」「安曇野市地域包括支援センター(三郷・堀金地域)業務委託事業所選定要領」を設置し、委員は健康福祉部長、高齢者介護課長、介護予防係長、外部委員を加え10名とした。選定要領は評価方法を決めたもので、第3条「基本方針」「地域包括支援センター従事予定者の配置計画」「設備体制の確保」「これまでの業務の取り組み」「介護予防サービス計画書案」「その他運営に関しての特別な事項」の6項目に関し

て事前に2事業所から提出のあった資料に沿いながら15分間の質疑とプレゼンを行い、第4条（評価点）で点数をつけた。第5条（選定結果）については、委員ごとの点数を合計し委員人数で除したものを法人の点数とし、点数上位の法人を安曇野市地域包括支援センター（三郷・堀金）の業務を委託する法人として選定し、本日、安曇野市地域包括支援センター運営協議会に報告することになっている。同点の場合は地域包括支援センター業務委託選定委員会において協議し、委託法人を選定することとなっている。以上のような要綱・要領に則り、当日は公平公正な中で実施した。参考資料で「委員名簿」「業務委託事業所応募法人評価表」を添付してあるが、評価点として先ほどの6項目を5段階（「大変に良い」5点、「良い」4点、「普通」3点、「やや不十分」2点、「不十分」1点）で評価し、重点項目は倍点として合計100点で評価した。

事務局：当日の副委員長であった高齢者介護課長より報告申し上げる。9月30日にプレゼンを受け、内容に従って点数をつけ結果として「社会福祉法人 安曇野市社会福祉協議会」80.7点、「社会福祉法人 七つの鐘 安曇野南介護相談センター」72.2点で、本日、資料にあるとおり「安曇野市社会福祉協議会」を委託先事業所として承認いただきたく提案する。

会長：80.7点と72.2点ということで、かなりせったことを感じる。

事務局：基本的な方針や今後の取り組みについては基本点数の倍で採点し、より良い包括支援センターが開所できるよう評価させていただいた。かなりせったが結果は先ほど申し上げたとおり80.7点と72.2点という結果になった。

会長：厳選な選考基準に則った結果であるため反対ということもできないと思う。よろしければ挙手をお願いしたい。

・・・承認・・・

(2) 介護予防ケアマネジメント委託事業所の承認について

事務局：安曇野市地域包括支援センター運営協議会設置要綱第3条第1項第4号の規定に基づき、下記の指定居宅介護支援事業所への介護予防ケアマネジメント業務の委託について承認を求めるものである。「居宅介護事業所 風を詠む」豊科南穂高442-7、「ニチイケアセンター塩尻」塩尻市大字大門65-11、「アルピコ通商介護支援センターふれあい」松本市征矢野2丁目12番地46号の3事業所である。経過等について「風を詠む」は安曇野市に事業所開設され1年が経過したため6月1日に契約となった。現在のところ委託利用者は出ていない。「ニチイケアセンター塩尻」に関しては本人が塩尻市内の有料老人ホーム「せせらぎ」に入所中で、介護サービスも塩尻市内の事業所を利用されているとのことである。「アルピコ通商」については10月1日の委託開始で、本人も夫と同じケアマネが良いとのこと委託となった。サービス事業所は安曇野市内の事業所を利用されている。

《質疑》

会長：特に問題ないと思われる。

・・・承認・・・

(3) 地域密着型サービス事業所の指定について

事務局：地域密着型サービス事業所新規指定申請については2件提出されている。資料3-1が認知症グループホームの申請書関係となり、一番最初のページが基準対して施設が該当しているか審査した書類となっている。本来であれば委員の方々に事前に資料を送付し、会議にて意見を伺うべきところであるが、申請書の提出が最近であったため、間に合わなかったことをおわび申し上げたい。資料内容を確認していただき指定にあったの意見を用紙に記入いただき、10月25日までにFAXまたは返信用封筒にて介護保険係まで

提出をお願いしたい。①知症対応型共同生活介護（グループホーム）について。堀金扇町に最近完成し11月1日からサービスを開始する予定である。申請者は「有限会社 フィオーレ福祉会」。現在、飯山で同様のグループホームを経営している法人である。事業所名は「グループホーム かたくり」、事業所種別は認知症対応型共同生活介護、所在地は堀金烏川5464番地3（扇町）、定員は2ユニット18人となっている。資料3-1に施設が基準に適しているかということが記載されている。勤務表が2ユニットまとめて提出されてしまったためユニットごとにして再提出を求めているところである。人力的には基準を満たしており再提出後、判断したいと考えている。計画作成担当者は1ユニットに対し1名ということになっており、内1名はケアマネ資格が必要。現在、ケアマネは2名いるとのことで基準を満たしている。運営推進会議の委員名簿が添付されているが、地域密着型サービスであるため区長や民生委員も加えていただきたいと伝えてある。区長には了解が得られているとのことである。設備関係については消防設備スプリンクラー、消火栓、消火器、火災報知機等すべて満たしていることを報告する。②小規模多機能居宅介護について。申請者は株式会社 企画（ちくま精機の子会社）。事業所名は「小規模多機能居宅介護 ななきの家」で所在地が明科七貴4588番地1、事業開始予定日は平成22年12月1日、登録定員は25名。安曇野市において2か所目の小規模多機能居宅介護の施設となる。内容としては登録された利用者定員25名までを対象に利用者の状態や希望に応じで随時、訪問介護や宿泊などのサービス組み合わせ提供し居宅における生活を継続させる施設となる。施設は現在建設中で12月中にサービス提供開始予定とのことである。こちらについても、定員や基準など満たしている。担当者については認知症対応型サービス事業管理者研修を受けている者となっているが、現在、研修中とのことである。看護師につきましても1名必要であるため、開設までに1名確保すると聞いている。

《質疑》

委員：2か所の入所希望の受付はいつからか。

事務局：もう始まっておりグループホームは9割ほど決まっているようである。

委員：ほぼ満員の状況ということか。

事務局：そういうことになる。事前に、市内のケアマネジャーの事業所に説明し、希望者は申請されたようである。

委員：新聞の中で「ななきの家」は明科池田の方を優先的にという話もあったが。

事務局：それについては小規模多機能ではなく隣接する「高齢者賃貸住宅」のことと思われる。小規模多機能、グループホームともに地域密着型になるため市民しか利用いただけない。小規模多機能については今後、募集するようである。「高齢者賃貸住宅」については現在、募集中で入所者は決まっていないようである。

委員：今後、グループホームの希望者は増えてくると思われるが、需要に追い付かないのではなか。

事務局：介護保険事業計画（第4期）の中でH23年度までに定員18名のグループホームが開設予定である。また、新聞などでも取り上げられているように大型の特養（定員80名）が豊科地域に建設予定となっている。

委員：職員の関係について、施設というものは介護士の質が大変重要になると感じている。介護士の介護にあたる姿勢によって入所者や家族の安心につながり幸せに生活できると思う。この施設の職員の経験年数等お分かりになるか。

事務局：施設完成時訪問したいところ、若い方が多いようだが管理者やサービス計画担当者などはベテランの方だった。要になる方が大事と思われる。

委員：11月1日に実際開始になる施設について、なぜ今頃資料が出てくるのか。もっと早く出て

こないのか。もしこの会議において「ダメ」と言うことになった場合、大変なことになるのではないか。書類審査などは会議で行うものなのか、行政のみで行うものなのか。

事務局：施設の出来上がる状況を見極めながら進めて来た。国の定めた基準を満たしていれば「ダメ」と言うことはできない。細かい書類審査は行政で行うが、指定するにあたり委員の方々の意見を伺うことになっているため、よろしくお願ひしたい。

委員：行政である程度決めたものをここで図るということが良いか。

事務局：そういうことである。この会議では指定がダメだということを決定する場ではない。委員の方々の意見を求める場ということである。

副会長：事務局から説明あったように施設指定の可否について決定する場ではなく、新しくできる2つの施設が高齢者の方に寄与するような施設になってもらいたいとの意見を記入いただき、10月25日までに市へ返信をお願ひしたい。

委員：老人クラブの代表で来ているが、幹部にも相談できず希望も確認できない。私個人の意見になり組織の代表者として組織の意見を集約できないことについてすっきりしない。

副会長：時間的なところもあるかと思われる。

委員：時間的な問題であれば、もう少し早く書類を出していただきたい。

副会長：それについては今後、市に対応をお願ひしたい。今回についてはこのような状況であるため、委員さん個人の意見や組織の意見が集約できれば、またそれもお願ひできればと考える。

委員：書類が来る時期が分かっているが検討する時間があればよいが、突然このような書類が来て、このようなことで良いのかというのが素直な疑問である。後で悪かったとなった場合、責任を問われても何も言いようがない。そのような責任はないとのことで意見を出せば良いとのことなら、意見を集約したいと思っていたが、それもできない状況にある。勘案して役所は動いてもらわないと、のちのち問題が起こった時が困るのではないか。

事務局：本来であれば、事前に資料を送り本会の中で意見を頂ければ良かったが、施設の進捗状況等もあり、ぎりぎりになってしまい大変申し訳ない。今後はこのようなことがないよう、事業所の方にも指導しながらやって行きたい。今回は事業所が11月に開所したいとのことなので、ご理解いただきご意見を頂戴したい。

(4) 平成22年度地域包括支援センター事業中間報告

事務局：地域包括支援センターで行われた4月から9月末までの事業を報告する。1. 総合相談事業。従来通り「予防プラン」「ケアマネ支援」「特定高齢者」「権利擁護」「介護相談」「その他」の区分に分け、4月から9月末までの数をあげてある。今年半年で2864件の相談があり、昨年度の同時期と比べ250件の増となっている。「その他」については昨年8件だったが今年21件と増えており、この内訳についてはシステム関連の相談や介護以外の関係部署とのケア会議などの相談数が増えている。2. 介護予防ケアマネジメント事業。要支援1、要支援2に認定されている方の給付の実績である。事業所区分として、地域包括支援センター欄は実際に包括支援センターが担当しケアプランを立てている数になり、民間の居宅介護支援事業所については一部民間の居宅介護支援事業所へ委託ができるため、その部分を分けてあげてある。全体として地域包括支援センターの給付実績は1422件、民間居宅介護支援事業所が1074件となっており、全体の57%を地域包括支援センターで担当し、43%を民間居宅介護支援事業所に委託している。昨年の同時期が2010件だったため今年の2496件と比べ約24%の増となっている。3. 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業。介護支援専門員への支援として個別の支援のほかネットワークを活用した研修会を開催している。介護支援専門員研修会を3ブロックごとに毎月1回開催しており、「豊科

明科ブロック」「穂高ブロック」「三郷堀金ブロック」ごとに行った研修についてそれぞれの内容を掲載してある。後期計画ということで10月から来年3月までのブロック毎の計画もあげてある。介護支援専門員全体への研修会として5月と6月に講師を迎え開催している。関係機関とのネットワーク作りを目的として、それぞれの関係機関へ出席させていただいた。その1つとして各地区の民生児童委員協議会へ参加し、センターの紹介、情報交換など行った。その他、関係機関の会議等へも参加させていただいた。4. 特定高齢者事業。事業の途中であるため進捗状況を報告する。6月から9月にかけて特定健診・後期高齢者健診において基本チェックリストと生活機能評価を実施し特定高齢者の把握を行っており、健診は市内全て終了し受診者は5558人、特定高齢者に選定された方は638人となっている。特定高齢者に選定された方に対し電話や訪問にて個別アセスメントを行い、必要な教室への参加を働きかけている。今年度は運動機能の向上を目指す「元気アップ教室」を4教室、口腔機能向上を目指す「お達者クラブ」を3教室予定している。各教室については11月から来年3月までの期間で開催予定である。今年の8月に地域支援事業実施要綱の一部が改正されたが、年度途中であったため今年度は従来通りの方法で実施し、来年度以降については下記に記載されている新旧対照表を参考にしながら検討する。5. 権利擁護事業。高齢者虐待防止事業として「高齢者虐待防止マニュアル概要版」を市内の介護保険事業所へ配布し、社協訪問介護事業所の職員の方を対象に研修を行った。成年後見利用事業として、個別相談会が4月、6月、8月に開催された。権利擁護実務者連絡会活動は地域への権利擁護啓発事業として権利擁護実務者委員に講師を依頼し、7月、8月に民生児童委員協議会、老人クラブの方々を対象に研修会を行った。会議関係では7月に会議を開催した。消費者被害防止事業としては、市の生活環境課相談員へ講師を依頼し、6月、7月、9月と民生児童委員協議会、介護支援専門員連絡会で講演会を行った。

《質疑》

委員：12月に民生委員が半分くらい新しくなるため、来年早々に同様の話しを聞きたいと思っている。

事務局：ご要望により随時、行って行きたい。

委員：総務省の地デジの関係でだまされる被害が全国的に増えているとの話がある。市内で具体的に相談や事件等はあるか。

事務局：包括としては特に聞いていないが、消費者被害については消費者被害担当者の方が詳しいかと思う。実情を把握しご報告したい。

委員：ヘルパーが訪問した際、ケアマネを変えたいという相談があった場合、対応が困るところである。ケアマネに直接、話しにくい面もあるため、事業所として包括支援センターを紹介させていただいてもよろしいか。

事務局：実際、そのような相談もあり、どういう方法で対応して行けば良いか一緒に考えている。そのような場合は包括を紹介いただきたい。

委員：ケアマネは地区を担当されているかと思うが、期間が決まっていて担当地区が変わることがあるのか、または受け持ち地区は固定されているのか。

事務局：事業所の事情もあるかと思うが、ケアマネが交替になる場合は事前に引き継ぎを行い、特に必要なケースはスタッフ会議などで関係者と連絡を密に取っているかと思う。特に決まりというものはないが、それぞれで問題がないよう交替していると思われる。